

事務連絡
令和6年1月30日

各 福祉関係団体 御中

厚生労働省 社会・援護局総務課女性支援室
社会・援護局保護課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
老 健 局 総 務 課

障害者差別解消法福祉事業者向けガイドラインの改正案に関する御意見について（照会）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、各事業者においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づき、障害を理由とする差別を解消し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の提供に努めていただいているものと承知しております。

今般、事業者に対する合理的配慮の提供の義務化を含む「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号）が令和6年4月1日より施行されるにあたり、障害者差別解消法に基づき厚生労働省が定めている、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」（以下「対応指針」という。）についても改正を行うこととしております。

つきましては、対応指針の改正の参考とさせていただきたく、下記の通り御意見を照会させていただきますので、御協力をお願い申し上げます。

なお、今般お示しする改正案については、令和5年5月に内閣府主催で開催された「障害者差別解消法に基づく対応要領改定案及び対応指針改定案に関する合同ヒアリング」における障害者当事者団体からの御意見等も踏まえ作成したものです。

記

1. 対応指針（案）への御意見について

対応指針（案）について、御意見がございましたら、別添の様式にて御提出いただきますようお願いいたします。なお、現行の対応指針からの変更箇所は、赤字下線で示しています。

2. 意見提出期限について

令和6年2月9日（金）

3. 今後の手続きについて

本対応指針案につきましては、各団体から頂いた御意見を踏まえ、反映等を行った後、2月中旬からパブリックコメント（意見公募）を経て、3月下旬に公表する予定としています。

【参考】

障害者差別解消法（内閣府 HP）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

基本方針（内閣府 HP）

https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20230331_00008.html

現行の対応指針（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

障害者差別解消法に基づく対応要領改定案及び対応指針改定案に関する合同ヒアリング（内閣府 HP）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/gov_hearing/index.html